

## 第5章 景観推進方策

### 1. 関係法令等の横断的な活用

景観に係る要素は、多様で多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用し、景観形成に関する関係法令等の横断的な活用を図る必要があります。また、これらの取り組みを継続的に行い、良好な景観の形成を図る総合的な施策の展開に努める必要があります。

#### 屋外広告物の表示等に関する事項について

本マスタープランでは、屋外広告物の表示等に関して基本方針を記載しており、その表示及び掲出物件の設置に関する必要な制限については、今後別途条例を定め、良好な景観の形成に向けた取り組みを推進していきます。

#### 景観重要公共施設について

景観計画区域内の道路法による道路、都市公園法による都市公園、河川法による河川、海岸法による海岸など良好な景観の形成に重要な公共施設については、その整備に際して、景観法に基づく景観重要公共施設に位置づけ、整備に関する事項を定めて景観特性に配慮した整備を行うこととします。

#### 景観農業振興地域整備計画について

景観農業振興地域整備計画（景観農振計画）については、本市の場合、内成地区などの棚田が考えられます。農業とその地域特有の風景づくりとの調和と統合が重要となることから、今後景観農振計画の策定について検討していきます。

#### 地区計画制度の活用

地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能となり、地区計画制度を活用して適切な景観の誘導を図ることができます。また、これまでに決定された地区計画についても、新たに条例を定めることができ、本市の地区計画区域においても検討していきます。

#### 緑の基本計画との連携

緑には、良好な景観を形成する上で、重要な要素があります。  
緑の基本計画との連携を図りながら、景観法に基づく景観重要樹木の指定、公共施設や民有地などの緑化の促進を、本市の景観計画において検討していきます。

#### 文化的景観との連携

景観計画区域内又は景観地区内の重要文化的景観については、文化財保護法に基づく文化的景観との連携を図りながら、保存活用を検討していきます。

## 2 . 協働による景観づくり

### 市民・NPO・事業者、行政の協働による景観づくり

これまでの公共事業や大規模開発の中で行われていた景観の整備は、これからは景観法に基づき個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していくものと思われます。また、施策の展開が市民の身近なレベルで行われるようになるため、市民・NPO・事業者の行政への参画の機会も拡大します。

これに伴い、一括による整備プログラムの推進から、多くの主体が参画した協議・調整型の推進方法が中心となることから、市民・NPO・事業者、行政の協働により景観形成に取り組むことが重要となります。

協働による景観づくりを推進するにあたり、市民やNPOの活動をこれまで以上に発展させ、景観の形成に関して主体として取り組むことが可能となるよう組織の育成を支援していきます。

### 景観整備機構の指定

地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として公的に位置づけ指定し、市民やNPOの主体的な取り組みを支援することができます。また、景観整備機構は所有者と協定を結び景観重要建造物や樹木の管理を行うことも可能とされています。今後は、本市において景観形成に関する市民団体が景観整備機構となるよう積極的に支援することとします。

### 景観協議会の設立

景観行政団体、公共施設管理者及び景観整備機構は、関係する他の公共団体や公益事業者、市民等の関係者を加え、良好な景観の形成に向け協議を行う場となる景観協議会を組織することができます。

景観協議会で協議し合意された事項については、尊重義務が発生することとなり、地区の景観に関する課題を協議する場合、景観行政団体や道路管理者、商工関係団体、地区の住民、商店経営者など立場の異なる人々が話し合うことで、多角的な協議による共通認識を引き出しやすくなります。

### 提案制度の活用

市民等の主体性を重視した景観づくりを推進するため、市民の発意による景観づくりの取り組みを大切にし、地区の良好な景観の形成へ向けた目標の設定や基準づくりなどについて、早期の段階から協働で取り組み、新たな景観計画へ位置づけていきます。

### 表彰制度

良好な景観の形成に寄与する建造物や市民の発意による優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度を創設します。

### 3. 推進体制と事業評価

公共施設の整備等に併せて行政の行う景観整備を進めることで、景観形成がより効果的に行うことができます。この場合、行政内部の調整を横断的に行う検討組織の強化や、場合により国や県、その他関係機関との連携についても推進体制を整えます。

また、施策を的確に推進するため、施策の進捗状況を常に確認し、事業効果を市民と行政が共有することが重要です。このため、施策の達成状況を公開し、審議会や市民の意見を踏まえて施策の方向を随時見直します。

### 4. 景観づくりの指針（ガイドライン）の作成

市民や事業者が景観計画に基づき具体的な景観づくりを進めていく上での指針（ガイドライン）を作成します。このガイドラインは、広く市民の参画のもとに作成するもので、個別の景観づくりに関して詳細な考え方を示し、本マスタープランを運用する上でのガイドラインとなります。

また、公共事業及び公共施設の建設又は改修における景観づくりにおいて、先導的な役割を果たす公共事業景観形成基準を作成し、公共事業における景観づくりの指針とします。



